

三木町農業委員会

令和 8 年 5 月 定例総会議事録

三木町農業委員会

令和8年5月定例総会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和8年5月19日
(会議時間) 14:45～16:15
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 12名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
10番	森	宏樹
12番	鈴木	勤
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 美馬一生事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 大西哲哉主任主事

関係者（香川県農地機構）

1. 多田玉紀参事

（１）農地法関係

（別紙）議案書

- 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号 農地中間管理事業法第１９条の２【農地利用集積計画一括方式】について
- 議案第５号 地域計画変更申出に係る意見聴取について
- 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
- 報告第２号 使用貸借返還通知について

（２）香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

14時 45分 開会

- 事務局 ただいまから、5月の農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員数は、過半数の出席をいただいておりますことをご報告いたします。開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。規定により会長が議事録署名委員を指名することとなっておりますので本日の議事録署名委員の指名をお願いいたします。
- 会長 (議事録署名委員指名)
- 会長 それでは、議案書については差し替えになっていますのでよろしくお願いします。議案第1号 農地法第3条について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。
ご審議よろしくお願いします。
- 会長 それでは地区担当委員の補足説明をお願いします。
- 溝淵委員 2件とも私の担当のところですが両方とも合意の上の売買ですので問題はないと思います。1番の方については、譲受人は今までは他で借りて作っていたのですが譲渡人が東京から帰るつもりもないので全部売りたいということで譲受人に売りました。それから2番の方の関係も譲渡人の方から譲受人に買って欲せませんかという話があったと聞いております。両方とも問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
- 会長 ご質問ございますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 第3条についてご意見等ないので承認済みとします。ありがとうございます。では続きまして議案の2号農地法の4条と、それから議案3号の農地法の第5条、現地調査に行っていますので一括で説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。お配りしている個別の地図も併せてご覧ください。
【議案第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の3ページをご覧ください。
【議案第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第2・3号農地法第4・5条についての説明を終わります。
ご審議よろしくお願いします。
- 会長 4条5条については現地調査にいらしていますのでご報告をお願いします。
- 松田委員 現地調査のご報告を行います。5月分の農地法関連の精査について、去る令和8年5月12日火曜日の午前9時から4条申請1件、5条申請4件の合計5件につきまして高尾会長、溝淵副会長、多田委員、私、事務局2名の計6名及び担当地区の農業委員推進員と

共に現地調査を実施いたしました。現場では申請区域の建設用地の現況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となったのは4条申請番号 5-1 です。本件につきましては既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており周辺農地への影響もありませんでした。その他についても特に問題はありませんでした。以上で現地調査のご報告を終わります。

- 会長 それでは担当委員の方の補足説明をお願いします。
4条については私の方から。担当は地下委員さんなのですが、地下委員さんがちょうど体調を悪くして入院されたりしていましたので、私の方で代理しております。4条は地図の4条申請のところを見ていただいたらわかりますように松原病院の院長の本宅の北側、ちょうど家との間にこれだけの畑が残っているのですが、ご親族が新たに住宅を建てるということで畑と分かり今回の申請となったということでございます。
- 藤澤委員 1番（5-1）と2番（5-2）についてです。2番の譲受人と譲渡人は親子関係で貸借ということでございます。現地は1番、2番ともに三木高の少し南で町道に面していますので問題ないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会長 続きまして5-3ですね、農学部グラウンドの北の四差路のところで、住宅地ということで売買ということになりました。よろしくお願いいたします。
- 事務局 5-4について、担当の地下委員が欠席されているので、事務局から説明いたします。農地から住宅用地になるところですが、譲渡人が静岡県で県外におられるということで使われない土地と聞いております。補足は以上になります。
- 会長 4条5条についてご質問はありませんか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 議案第2号第4条について承認されるという方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。
議案第3号第5条について承認されるという方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 はいありがとうございます。
それでは続きまして議案第4号の農用地利用集積計画でございます。事務局説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。続きまして議案第4号、農地中間管理事業法の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。こちらにつきましては新規のみの説明とさせていただきますので議案書の6ページをご覧ください。
【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。
- 会長 ご質問ございますか。
- 沖藤委員 9-36の譲受人と譲渡人は親子なのですが・・・。
- 農地機構 こちらの方は農業者年金の手続きに貸借が必要だということで申し出がありました。
- 沖藤委員 今回は農業者年金ですが、親子で貸借するときも農地機構の方に届出が必要ということですか。

農地機構	そういう届に必要とか、過去には水利の方の権利の移転の為にとかいうことで、親子間で同居の方は提出の必要ないと思いますけど、手続きに必要ながあれば出してこられる方がいらっしゃると思います。
古市委員	二件ほどお聞きしたいのですが、08-35 で借受人は経営面積がないので、無い中でお米を作られることなのですか、農機具等大丈夫なのですか。それともう一件、12-39 の渡人のことなのですか、本人さんは施設に入所されて実際農業できる状況ではないので、貸すことにしていない残りの土地（一反七畝）についてはどうなるかとか何かご相談があったのでしょうか。
農地機構	まず、08-35 の件ですが、今回の借受人の前に借りていた方から借受人がご紹介されて作ることになったということで連絡がありました。こちらから紹介した方ではないのですが、作りますという書類をお互いで決めて提出がありました。前回の借受人から案内があったので農機具のことはこちらでは関知していません。 12-39 は、渡人の息子さんが手続きにおいでになって、この番地だけ借受人にお願いしたいということで申し出がありました。残りの農地に関してはこちらには連絡はないまま、息子さんが言われている農地だけの書類を受け取ったということです。以上です。
会長	12-39 の一反七畝がわからない。 渡人の経営面積と今回の面積が違う。例えば8ページの11-38ね。坂出から来てするのですか。家を持っているのですか。
溝渕委員	受人の配偶者の実家が砂古で、坂出から来てしています。
農地機構	11-38 の渡人の経営面積が少ないのですが、未相続で渡人の名義になっている農地ではないので経営面積に入っていないのだと思われます。今回貸し借りする農地が渡人は申出人になってくれるのですが、未相続なので経営面積と台帳面積に誤差が出ているようですが、正確には台帳の面積は機構の方ではわかりません。渡人は名義人の孫にあたり、親御さんも亡くなっていて、未相続で相続人が渡人しかいない状況で、渡人が申出人になってくれています。登記簿は去年の4月から申出人の申出にこちらでは謄本を確認しないようになったので申出人の申出で相続人が何名ですと申出があればその半数以上の同意があれば貸し借りできるようになりまして、こちらの方で戸籍までは確認していません。
古市委員	戸籍を確認しないと半数以上の確認ができないでしょ。
農地機構	それは去年の4月から必要なくなって、申出人の申出に準ずることになっています。それは全市町同じです。
会長	それはどういう法律ですか。法律が変わったのですか。
鈴木委員	赤の他人が申出できるということですか。
農地機構	それは無理です。だれなのかという聞き取りはしますが、証明書類までは必要ないです。
古市委員	他に相続人がいないのならその人が相続できるのではないですか。
農地機構	経営面積の話なのですが、相続人が全然いないわけではなくて渡人のご兄弟がいて、代が2代くらいあいているので、私共の方からは相続登記を勧めはしますが、どうしても登記をしていないと貸借できないとも言えないので、同意書だけもらっています。
会長	そのへんはきちんとしていないといい加減なものになると思いますよ。貸借は。
農地機構	でもこれは農地機構で相対から全部引き受けることになった段階で、県下で何度も審議

されてそのような決まりになったので。

森委員 それなら他の相続人から異議申し立てがあった場合取り消しになったりするのですか。

農地機構 それはそうなるのではないのでしょうか。そこをクリアできないとなったら貸し借りできないところがたくさんできるので。

高重委員 これは新規となっていますが相対からの更新の分ですか。

農地機構 ここは、本当の新規です。以前は別の人がしていました。

会長 10-37 も経営面積が 6,126 m²持っている人が、渡す面積が 5,971 m²となっています。

鈴木委員 この人は私の知り合いなのですが、誰もする人がいなくてできていなくて、全部渡すのではなくて 200 m²くらいは野菜作ったりしているようです。

農地機構 残りのところは小さい畑なのですが、台帳見たら現況が宅地に取り込まれているみたいで、貸し借りできない土地です。

会長 9-36 は経営面積 4466.7 m²より渡す面積 4963 m²の方が多くなっているのはどういうことですか。

農地機構 誤差分は他の人に貸しているのだと思います。経営面積は私共が出している数字でないので。台帳上今回私たちは貸し借りする面積しか集計していないので、経営面積は農地台帳の方になりますので・・・。

事務局 経営面積は農地台帳の方から自動的に出る数字になっていまして、今回、経営面積 4466.7 m²より貸し借りする面積 4963 m²の方が多くなっていまして・・・。

会長 その前の 6 ページも渡人の面積のないものもある。

事務局 経営面積に関してはシステムからということなので、システムを今補修しているところに確認した上で、どうしてこういう数字になっているかということを報告させていただきます。今事務局ではなんでこの数字になっているかわからないのでまた確認して報告するようにいたします。

会長 今月分のこれ全部ですよ。

農地機構 01-28 のものに関しては更新のものですが、152 m²以外は以前から貸している所以この人は持っていないのだと思います。更新なので。

会長 以前から貸している土地であっても、たとえば 1-28 で自分が 152 m²しかないのになぜ 5121 m²も貸せるのですか。

農地機構 152 m²しかないのではなくて、この人は以前から受人に貸している所以自分のところに残っていた農地が 152 m²だけ自作地になっている。5121 m²はもともと受人に貸していたので、渡人は 152 m²だけの面積になります。

鈴木委員 152 m²だったら 152 m²がどの田かというのを出さないと知らない人はわからない。

農地機構 経営面積のところは渡人の持っている農地全部が表示された方がいいということですか。

事務局 経営面積でなくて、所有している土地の面積。

鈴木委員 そうでないとわからない人が見たら全部貸すと思うと思いますよ。ただし書きとかで全

部入っていますとか書いていないと知らない人はわからない。

会長 更新については、ではそういうことで。更新の人は現在の耕作地の面積になっていると。6 ページの 7-34 も面積はよくわからない。新規だけど 479 m²持っている人が 1466 m²貸すということ。ちょっと見直しの時間が必要ですね。来月では影響がありますか。

多田委員 新規の方について貸し借りの合計の農地面積は出ていますよね。これと経営面積を足したものがこの人の所有面積ということになるのですか。

農地機構 新規でも前回相対で借りている方もいらっしゃるので両方足して渡人の面積になっていると思います。

多田委員 少ない面積と、今回の貸し借りの合計が貸出しの人の経営面積ですね。

農地機構 別の人に貸しているものがある方はちょっと少ないかもしれません。

事務局 それも含めてどういうことになっているか確認してみます。たとえば 8-35 だったら渡人の経営面積と今回貸す面積が同じなので、足して全部なのかどうかわからないので確認させてください。
経営面積についてはあくまでも参考の数字なので今回この土地を貸してもいいかどうかをご審議いただきたい。ここで止まってしまうと貸し借りに影響が出るので・・・。

会長 経営面積より大きい土地を貸すということになるが、今月は経営面積は見ないでほしいということですか。
私と事務局で早急に確認するということがいいですか。皆さんそういうことでいいでしょうか。

古市委員 会長に一任するということがいいです。

高重委員 貸し借りについてはもう決を採って、経営面積については会長が確認したら OK ということがいいです。

会長 これ議案第 4 号集積計画については基本的に貸し借りについてなんですが、内容について私と事務局で早急に数字の確認をするということがいいですか。承認していただけますか。挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はいありがとうございます。それでは議案の第 5 号地域計画変更申出に係る意見聴取についてです。池戸の農学部裏から東に行った幼稚園の前の道と女井間からの道が交わった池戸と平木の境あたりで田の土地を宅地分譲用地に変更する申請です。ご意見はありませんか。
それでは議案第 5 号地域計画変更申出に係る意見聴取について、農地を宅地分譲用地に変更するという、承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。それでは続きまして報告事項 2 件ありますけど続けて報告してください。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の 12 ページをご覧ください。報告第 1 号農地法第 18 条 6 項の通知について説明します。
【報告第 1 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
続けて議案書の 13 ページをご覧ください。報告第 2 号使用貸借返還通知について説明し

ます。

【報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。
報告1号の18条の方は、所有者の名前がわからないので次からは書いてもらうようにしたいと思います。

委員一同 （質問なし）

会長 とくになければ以上で報告事項を終わります。
続きまして香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和8年4月分につきまして、農地法第4条は、香川県三木町ともに0件でありません。
農地法第5条の関係は、香川県全体で9件、92,480.61㎡、三木町は2件ありまして、8,438.00㎡。以上でございます。その他質問等ありませんか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは審議は以上といたします。ありがとうございました。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでございました。先程ご指摘いただきました議案第4号の様式等については内容を確認いたしまして会長と再度確認いたしまして次回からは改善してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは6月の行事予定について担当からお知らせをいたします。

事務局 それでは、連絡事項といたしまして6月の行事予定等について、お知らせいたします。

【行事予定について通知】

連絡事項は以上でございます。

事務局 以上を持ちまして令和8年5月の農業委員会、定例会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

16時15分 閉会